

岐阜県公報

第二千八百四十七号
平成二十九年五月十六日

(火曜日)

目次

告示

保安林の指定

(治山課) 三〇五^ハ

公示

落札者等に関する公示

(総務事務センター) 三〇六

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 三〇六

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 三〇七

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 三〇七

水源地域の指定の区域の案の縦覧

(治山課) 三〇七

水源地域の指定の区域の変更案の縦覧

(同) 三〇八

水源地域の指定の区域の解除案の縦覧

(同) 三〇八

基本測量の実施

(用地課) 三〇九

公共測量の実施

(同) 三〇九

正誤

道路の供用開始中訂正

(道路維持課) 三〇九

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 三〇九

岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則中訂正

(収用委員会) 三〇九

告示

岐阜県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

恵那市笠置町姫栗字加須里一八四〇、一八四一の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

岐阜県立図書館の公告

岐阜県の総務部又は特定役務の調達手続の相手方となるの取組（平成十七年岐阜県取組規則第二十二号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県立図書館の公告とする。

平成二十九年五月十六日
岐阜県取組 田 中 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 人事給与システムの機器更新及び賃貸借・運用保守業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年2月14日
- 4 落札者を決定した日 平成29年3月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 人事給与システムの機器更新及び賃貸借・運用保守業務委託特定共同企業体
代表者 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 米田 秀弥
構成員 岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役社長 田中 謙哲
- 6 落札金額 1,919,160,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センター
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第一四二二号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県取組 田 中 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 人事給与システム運用等業務及び維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第十一條第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成29年4月14日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 米田 秀弥
- 6 契約金額 92,858,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センター
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県立立川医療機関の指定

岐阜県の日常生活及び社会生活を健全に営むための法律（平成十七年法律第四十二号）第五十四條第二項の規定による指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九條の規定により公告する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県取組 田 中 謙

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 指 定 日 |
|-------------|-----------------|-----------|----------|
| 長良メンタルクリニック | 岐阜市福光東三丁目七番二十三号 | 精神通院 | 平成二九・五・一 |

| | | | |
|---------------------|-----------------------|---|---|
| 岐南ほんだクリニック | 羽島郡岐南町三宅八丁目一三七番地 | 同 | 同 |
| 医療法人社団 関南会 佐久間医院 | 海津市平田町蛇池九五番地 | 同 | 同 |
| 国保関ヶ原診療所 | 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇番地の二九 | 同 | 同 |

(薬局)

| | | | |
|-------------|------------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援 医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| オレンジ薬局 | 関市中福野町一〇番地二 | 精神通院 | 平成 三・五・一 |
| v・drug羽島南薬局 | 羽島市江吉良町九三八 | 同 | 同 |
| ピノキオ薬局 三宅店 | 羽島郡岐南町三宅八丁目一三八番地 | 同 | 同 |

(訪問介護)

| | | | |
|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援 医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| ハピネス訪問看護ステーション | 岐阜市西中島五丁目一番三三号 | 精神通院 | 平成 三・五・一 |

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

| | | | |
|-------|-----------------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援 医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| 関ヶ原病院 | 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇番地の二九 | 精神通院 | 平成 三・三・三 |

(薬局)

| | | | |
|---------------|-----------------------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援 医療の種類 | 年 指 月 日 定 |
| 日野東調剤薬局 | 岐阜市日野東四丁目三三三 | 精神通院 | 平成 三・四・七 |
| きたがた調剤薬局 | 本巣郡北方町北方字地下前五八二一四 | 同 | 同 |
| パンピ調剤薬局 | 山県市東深瀬五七三 一 | 同 | 平成 三・三・一〇 |
| エムハート薬局 土岐駅前店 | 土岐市泉町尻久五七九 一 一 OKIPASEOビル一階 | 同 | 平成 二・二・一 |

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------------|-----------|
| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
| ため池等整備事業 | 岐阜1期地区（西山池地区） | 平成二八・三・二五 |

水源地域の指定の区域の縦覧

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により水源地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|-----------|------|-----|-----------|-----------------------------------|---|
| <p>一 水源地域の指定の区域の案及び縦覧場所</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村名</td> <td>指定の区域</td> <td>縦覧場所</td> </tr> <tr> <td>郡上市</td> <td>次の図に示すとおり</td> <td>岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課</td> </tr> </table> | | 市町村名 | 指定の区域 | 縦覧場所 | 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | <p>（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>二 縦覧期間 平成二十九年五月十六日から 平成二十九年五月二十九日まで</p> <p>三 注意事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>2 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項</p> |
| 市町村名 | 指定の区域 | 縦覧場所 | | | | | | |
| 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | | | | | | |
| <p>一 水源地域の指定の区域の変更案及び縦覧場所</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村名</td> <td>指定の区域の変更案</td> <td>縦覧場所</td> </tr> <tr> <td>郡上市</td> <td>次の図に示すとおり</td> <td>岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課</td> </tr> </table> | | 市町村名 | 指定の区域の変更案 | 縦覧場所 | 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | <p>水源地域の指定の区域の変更案の縦覧</p> <p>水源地域の指定の区域を変更したいので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第八項において準用する同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の変更案を公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、変更しようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の変更案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年五月十六日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p> |
| 市町村名 | 指定の区域の変更案 | 縦覧場所 | | | | | | |
| 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | | | | | | |
| <p>一 水源地域の指定の解除案及び縦覧場所</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村名</td> <td>指定の解除案</td> <td>縦覧場所</td> </tr> <tr> <td>郡上市</td> <td>次の図に示すとおり</td> <td>岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課</td> </tr> </table> | | 市町村名 | 指定の解除案 | 縦覧場所 | 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | <p>水源地域の指定の解除案の縦覧</p> <p>水源地域の指定を解除したいので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第八項において準用する同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の解除案を公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、解除しようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の解除案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十九年五月十六日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p> |
| 市町村名 | 指定の解除案 | 縦覧場所 | | | | | | |
| 郡上市 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課 | | | | | | |
| 八百津町 | 次の図に示すとおり | 岐阜県林政部治山課、岐阜県可茂 | | | | | | |

農林事務所及び八百津町農林課

〔「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から
平成二十九年五月二十九日まで

三 注意事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

- 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 2 解除しようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十九年五月八日から
平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年五月八日から
同 年七月二十八日まで

四 作業地域

各務原市三井東町及び那加楠町地内

正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年三月十七日二千八百三十一号 道路の供用開始（岐阜県告示第百二十五号）一四四頁下段表中「二五四九番二九」は、「二四五九番一九」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年四月十八日二千八百四十号 土地改良区役員退任及び就任二四四頁上段前から一行目中「古川 勝は、「古川 敏勝」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年四月一日号外三三七 岐阜県収用委員会運営規則の一部を改正する規則（岐阜県収用委員会規則第一号）一頁下段前から五行目中「会長 毛利 哲

朗は、「会長代理 森 裕 之の誤り。」

平成二十九年五月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社